

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	結核指定医療機関の指定の取消し	
根拠法令・条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第38条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課	
処 分 基 準 (処分基準を設定 できない場合及び 基準はあるが公開 できない場合は、 その理由)	<p>・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>処分基準 結核患者の医療を担当しないとき、または市長の行う医療に関する 指導に従わないとき</p> <p>処分の対象 結核指定医療機関</p> <p>処分内容 結核指定医療機関の指定を取消することができる</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・ 弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する 「 該当するため、手続を省略する。 するとき」に
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	